別添４

就農準備・経営開始支援事業連帯保証人調書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長　殿

私は、裏面の就農準備支援資金における資金返還の要件及び連帯保証人が負う義務について連帯保証人に説明し、連帯保証の同意を得ました。

１．就農準備支援資金申請者及び保証内容

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付（予定）金額 | 千円 |
| 交付（予定）期間 | 年　　　　か月 |

私は、就農準備支援資金における資金返還要件及び連帯保証人が負う義務を確認し、申請者の連帯保証人になることに同意します。

２．連帯保証人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | | 印 | | 年齢 | 歳 | | 申請者  との関係 |  |
| 住　　所 | | 〒　　　　－  電話番号　　　（　　　　） | | | | | | |
| 職　　業 | |  | | 勤務年数 | |  | | |
| 勤  務  先 | 名　 　　称 | |  | | | | | |
| 所　在　地 | |  | | | | | |
| 電 話 番 号 | |  | | | | | |

※　農業者で自営の場合は､勤務先の記入は不要です。

３．現在の資産等状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　容 | | 金　　　額 |
| 資  産  等 | 年間所得金額 | 千円 |
| 預貯金額 | 千円 |
|  | 千円 |

※　年間所得金額については所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控えのいずれか、預貯金については、預貯金残高証明書を添付してください。

　※　資産等金額の合計が交付金申請額を上回ること。

４．保証期間中のあなた(連帯保証人)の生活設計及び交付対象者が資金の返還請求を受け延滞した場合の返還への取り組み等について、具体的に記述してください。

|  |
| --- |
|  |

資金返還要件及び連帯保証人内容確認書

**１ 資金返還の要件について（国実施要綱別記１第５の１（４）及び実施要領第１５条）**

**次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。**

（１）一部返還

ア 交付対象者の要件を満たさなくなった場合、研修を途中で中止又は休止した場合で、これらに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む）の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

（２）全額返還

ア 適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合。

イ 研修（継続研修を含む）終了後（研修中止後を含む）１年以内に、原則 50 歳未満で、独立・自営就農、

雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし就農遅延届を提出し、研修終了から原則２年以内に就農した

場合を除く。

ウ ２年間の国内研修の後に海外研修を実施し３年間交付を受けた者が、就農後５年以内に研修計画に記載し

た農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、就農後５年以内に親の農業経営を継承しなかった場合、親の農業経営が法人化され

ている場合は当該法人の経営者（共同経営者を含む）にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場

合。

オ 独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場

合。

カ 交付期間の 1.5 倍（２年間の国内研修の後に海外研修を実施して３年間交付を受けた者については５年

間）又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、就農中断届を提出し、就農を中断した日から

原則１年以内に就農再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいず

れか長い期間以上である場合を除く。

キ 交付期間の 1.5 倍又は２年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告等、研修終了後の報告を行わなかっ

た場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

**２ 連帯保証人について**

連帯保証人とは、民法第 454 条及び第 458 条の規定により、交付対象者と連帯して債務を負う保証人のことです。

「交付対象者と連帯して債務を負う」とは、交付対象者と全く同じ法律上の責任を負っているということで、このような保証人のことを「連帯保証人」といいます。

連帯保証人は、保証人が有している「催告の抗弁権（民法第 452 条）」、「検索の抗弁権（民法第 453 条）」及び「分別の利益（民法第 456 条）」を有しません。これにより、連帯保証人は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下､公社）から債務の全額について返済を求められたときに、先に交付対象者に請求するよう求めることはできず、交付対象者の財産があることを証明しても、債務を返済する義務を免れることはできません。また、他に保証人がいたとしても、交付対象者が負う債務の金額を返済する義務を負っていることになります。

このため、公社は、交付対象者がその債務を履行しなかったときには、ただちに連帯保証人にも請求を行い、場合によっては財産の状況を調査して訴訟などの手続をとることもあります。

また、連帯保証人が複数いても、公社は、それぞれの連帯保証人に債務の全額の返済を求めることができるものであり、連帯保証人同士が話し合い、分担して返済するということはできません。

※本調書の情報は､就農準備・経営開始支援事業のみに利用するものです。